

平成 22 年 7 月 16 日／病院運営審議会

「地域医療支援病院」の承認申請について

1 地域医療支援病院とは

地域医療支援病院は、平成 9 年 12 月の第3次医療法改正で創設された病院類型のひとつで、機能的には、紹介患者への医療提供や医療機器等の共同利用を通じてかかりつけ医を支援する能力等を有する病院とされています。都道府県で設置する医療審議会での審議を経て、都道府県知事より承認されます。現在大阪府内では 19 病院、豊能医療圏では 2 病院が承認されています。

地域医療支援病院の承認を受けるためには、

- (1) 紹介患者中心の医療を提供していること
- (2) 救急医療を提供する能力を有すること
- (3) 建物・設備・機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- (4) 地域医療従事者に対する教育を行っていること

などの要件を満たす必要があります。

2 地域医療支援病院に向けたこれまでの取り組み

当院は、平成 15 年度に「病院運営健全化計画」を策定しました。計画策定当時、当院の外来には多くの患者さんが訪れ、待ち時間も長くなり、基本理念である『心温かな信頼される医療』を十分に提供することができませんでした。

そのため、病院運営健全化計画では、地域での役割分担と機能連携を進め、当院の地域での役割を明確にするとともに、地域との医療連携に積極的に取り組むこととしました。また、具体的に当院が目指すべき姿として、「地域医療支援病院」への承認を計画の基本目標に定めました。

その後、平成 17 年度に「地域医療室」を開設し院内の体制を整備するとともに、地域からの患者の紹介・逆紹介を円滑におこなうための「登録医制度」の運用を開始しました。また、平成 19 年度には、承認要件である紹介率・逆紹介率が伸び悩んだことから、院内に専門の対策委員会を設置し取り組みを強化したところです。

このたび、紹介率・逆紹介率も含め承認要件を一定達成できる見込みとなったことから、今年度大阪府へ申請することとしました。

3 地域医療支援病院を目指す理由

医師不足や看護師不足など医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような厳しい状況の中、地域で必要な医療を今後も安定的に提供していくためには、限られた医療資源を有効に活用しなければなりません。

そのため、国においても、地域の医療機関それぞれが全ての医療ニーズに対応する「医療機関完結型医療」ではなく、それぞれの得意分野を活かしながら、地域全体で医療ニーズに対応する「地域完結型医療」への転換が必要であるとしています。

このたび「地域医療支援病院」として承認を受けることにより、今後は名実ともに地域の中核病院として、引き続き地域との医療連携に精力的に取り組むとともに、地域の医療水準向上を図るため、地域医療従事者を対象とした研修会の充実に取り組めます。

このような取り組みを通じて、地域全体で効率的な医療提供体制の構築に努め、引き続き地域医療へ貢献していきます。

4 承認要件と市立豊中病院の現状

主な承認要件		豊中病院の現状
紹介患者への医療の提供	紹介率【要件 40%超】	51.2%
	逆紹介率【要件 60%超】	62.5%
救急医療を提供する能力	医療従事者(常時最低確保数)	医師 10 名、看護師 12 名、放射線技師・臨床検査技師・薬剤師・臨床工学技師各 1 名
	救急用診療施設・設備	救急診療室(4 診)・ICU(5 床)・CCU(3 床)・HCU(4 床)・NICU(6 床)
地域の医師等が共同利用できる体制	登録医療機関数	560 医療機関
	開放型病床数	5 床(利用率 46.2%)

地域の医療従事者に対する 研修機能	研修実施のための施設・設備	講堂・カンファレンスルーム 計 2 室
	平成 21 年度研修実績	研修会等開催数 15 回(未定) 参加者数 延 200 人(未定)

5 今後のスケジュール

- ・ 平成 22 年 7 月 豊中市医師会推薦依頼
- ・ 平成 22 年 9 月 豊能保健医療推進協議会へ諮問
- ・ 平成 22 年 10 月 大阪府へ承認申請
- ・ 平成 22 年 11 月 大阪府実地検査 大阪府医療審議会での審議